

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 6 号

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）（第 6 日）

吹田市議会会議録 6 号

令和 7 年 9 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 10 月 1 日 午前 10 時開議

- 1 議案第 77 号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について
- 2 議案第 83 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 3 議案第 84 号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 4 議案第 85 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 86 号 令和 6 年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
 - 議案第 87 号 令和 6 年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
 - 認定第 1 号 令和 6 年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2 号 令和 6 年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 3 号 令和 6 年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 4 号 令和 6 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
 - 5 認定第 5 号 令和 6 年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 6 号 令和 6 年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 7 号 令和 6 年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 8 号 令和 6 年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 9 号 令和 6 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 10 号 令和 6 年度吹田市水道事業会計決算認定について
 - 認定第 11 号 令和 6 年度吹田市下水道事業会計決算認定について
- 6 請願第 1 号 （仮称）吹田市佐竹台計画に関する請願
 - 議案第 76 号 吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の締結について
 - 議案第 78 号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について
- 7 議案第 79 号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について
 - 議案第 80 号 （仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について
 - 議案第 81 号 吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について
 - 議案第 82 号 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等購入契約の締結について
- 8 市会議案第 15 号 人権擁護委員の推薦に関する意見について
- 9 市会議案第 16 号 外国人による国民健康保険料等の未払い対策の実施を求める意見書
- 10 市会議案第 17 号 OTC 類似薬を公的医療保険の適用除外とする方針を撤回するよう求める意見書
- 11 市会議案第 18 号 生活保護基準の引下げ処分を取り消す最高裁判決を踏まえた補償等を求める意見書
- 12 市会議案第 19 号 大阪・関西万博の海外パビリオン建設に係る工事代金未払い被害に遭った業者への早急な救済措置を求める意見書
- 13 市会議案第 20 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
- 14 市会議案第 21 号 大阪府が実施する万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について一体的な計画に基づく

環境影響評価の実施等を求める決議

（追 加）

- 3 市会議案第22号 「議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議

○ 付 議 事 件

- 1 議案第77号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について
- 2 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）
- 3 市会議案第22号 「議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議
- 4 議案第84号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 5 議案第85号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 { 議案第86号 令和6年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
議案第87号 令和6年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
認定第1号 令和6年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和6年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和6年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 令和6年度吹田市水道事業会計決算認定について
認定第11号 令和6年度吹田市下水道事業会計決算認定について
- 7 請願第1号 （仮称）吹田市佐竹台計画に関する請願
- 8 { 議案第76号 吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の締結について
議案第78号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について
議案第79号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について
議案第80号 （仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について
議案第81号 吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について
議案第82号 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ等購入契約の締結について
- 9 市会議案第15号 人権擁護委員の推薦に関する意見について
- 10 市会議案第16号 外国人による国民健康保険料等の未払い対策の実施を求める意見書
- 11 市会議案第17号 OTC類似薬を公的医療保険の適用除外とする方針を撤回するよう求める意見書
- 12 市会議案第18号 生活保護基準の引下げ処分を取り消す最高裁判決を踏まえた補償等を求める意見書
- 13 市会議案第19号 大阪・関西万博の海外パビリオン建設に係る工事代金未払い被害に遭った業者への早急な救済措置を求める意見書
- 14 市会議案第20号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書
- 15 市会議案第21号 大阪府が実施する万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を求める決議

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹
総 務 部 長	山 下 栄 治	行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	大 山 達 也
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水道事業管理者職務代理者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	北 澤 直 子	理事（公共施設整備担当）	伊 藤 登
理事（地域整備担当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	井 田 一 雄	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	参 事 守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹 森 岡 伸 夫
主 幹	辻 本 征 志	書 記 古 河 輝
書 記	中 川 晃 希	

○
(午前10時 開議)

○矢野伸一郎議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 初めに、理事者から9月10日の7番 石川議員の質問に対する答弁の訂正について申出がありますので、ただいまから発言を許可いたします。地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 過日の石川議員の代表質問における留守家庭児童育成室の需要予測の御質問につきまして、本年度は5,907人が入室しておりますが、令和11年度（2029年度）には7,000人を超えると見込んでおりますと答弁いたしました。

しかしながら、答弁で用いた推計において、7,000人を超える見込みの年度に誤りがあり、正しくは令和10年度（2028年度）でございました。

この答弁の誤りにつきまして、深くおわび申し上げますとともに、謹んで発言の訂正をお願い申し上げます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 ただいま理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可いたします。

○矢野伸一郎議長 次に、日程1 議案第77号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第77号について審査しました経過並びに結果を報告いたしま

す。

本案は吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事について、タクマ・大同特殊鋼特定建設工事共同企業体と請負金額149億1,600万円で請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは

- 1 随意契約とする理由
- 2 本工事と同規模の工事を施工可能な事業者数
- 3 灰溶融炉を稼働する自治体が減少傾向にある中で、工事を実施する理由
- 4 技術革新を踏まえ、既存設備の設置者以外の事業者による整備を検討する必要性
- 5 物価高騰等による請負金額の変更の見込みなどについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第77号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、議案第77号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第77号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程2 議案第83号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

(18番井上議員登壇)

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第83号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、令和7年度吹田市一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ1億350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,810億7,352万4,000円にしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において、本案に対する賛成意見が1件、その他の意見が1件あり、その意見の後に委員が10人退席し、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第83号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

本件に対しては橋本議員ほか二人から修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について、提案議員を代表しまして説明いたします。

本修正案は債務負担行為補正の変更のうち、総合運動場指定管理業務における変更後の限度額を減額しようとするものであります。

以下、修正案の内容について御説明いたします。

お配りいたしました令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）原案修正表の2ページ、3ページを御覧ください。

議案書348ページ、349ページ、第3表 債務負担行為補正の変更、総合運動場指定管理業務における変更後の限度額を5億6,601万4,000円から5億5,368万9,000円に減額しようとするものです。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 ただいまの修正案に対し、質問を受けることにいたします。3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について、以下、提案議員に尋ねます。

1点目、今議会の担当部局からの御答弁です、では、当初予算の際には、現指定管理者の最終年度の指定管理委託料を基に算出されていたものに、令和7年度当初予算編成における指定管理業務の人件費の考え方に沿って3%の上昇を見込んだ。今回の原案においては、指定管理業務における収支状況を鑑み、改めて直近の指定管理業務に係る経費の実績額や事業者からの見積り等を基に算出し、人件費については、令和4年から令和7年までの大阪府の最低賃金の平均上昇率を踏まえ、毎年4.8%の上昇を見込んでいたとのことでした。

提案議員の提出をされている当該修正案の積算根拠についてお答えください。

2点目、同時期に提案をされている武道館の指定管理料については、今回修正の積算を実施されない理由についてお答えください。

3点目、行政の提案内容には具体的にどのような問題があったこととお考えでしょうか。また、分科会での提案議員の方々の総合運動場収支状況等における質疑、応答を経てもなお、疑義が払拭されていない要因についてお答えください。

4点目、9月29日の議会運営委員会で、提案議員からは、分科会後、委員会後ですね、担当と分科会や委員会後担当と話をしたと言われていましたが、分科会審査後、担当部とは具体的にどのような協議等をされましたか。

以上、4点、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 まず、お尋ねいただきました積算根拠についてですが、算定の方法についてお答えします。

このたび、同補正予算には武道館に関する債務負担の上限の引上げも提案されております。そして、武道館と総合運動場の各経費は比較可能なものもあります。武道館と同程度の業務が想定され、同程度

の人員であると想定できる科目において、さきの提案の3%増額時点でも、大幅に武道館のそれを上回るものについて、さらに4.8%まで増額をする必要がないと認めました。

この認識に基づき、武道館に関する限度額引上げの予算と比較して、既に高額となっている科目に関して、このたびの提案の4.8%への引上げをせずに、さきの提案の3%にとどめて算定しました。

次に、武道館の指定管理料の修正提案をしない理由についてお答えします。

さきに御説明いたしましたように、このたびの提案に至る理由の一つとして、武道館として同様の経費であるのに高い水準であると認めたことがあります。したがって、高額であるものをさらに高額となることを抑えた上で、プロポーザルにより競争原理を働かせることが適切と考え、総合運動場のみの提案とさせていただいております。

3点目の質問に回答いたします。

行政の提案内容にどのような問題があったかについてお答えします。

原案は、人件費等の各科目において4.8%引き上げるものであり、個別の科目を十分に精査したものとは解せません。さきの提案もほぼ一律に3%の増額で、対象施設の維持管理運営において、本市がどのようなことを求めるのか、そのためにどの程度の費用がかかるのかという観点での積算ができていなかったことも一つの原因となり、このたびの増額提案の必要性が生じたのではないかと認識しています。

また、武道館として同様の経費であるのに、大幅に高い水準である科目があることから、正確な積算より、増額により事業者に対する魅力を高く高めることにより応札の可能性を高められようとしていると解することもできます。

そのため、プロポーザルにより競争原理を働かせることに加えて、上限を少しでも適正な金額となるように修正を加え、本市に対象施設の維持管理運営において本市がどのようなことを求めるのか、またプロポーザルでどのようなことを期待するのかを発信していただき、多くの事業者などに本件のプロポ

ーザル型公募に興味を持っていただいた上で、指定管理者の決定のプロセスを進めていただきたいと考えております。

分科会での質疑応答を経ても疑義が払拭されていない要因についてお答えします。

当日の各委員の質疑において提案内容、つまり提案金額のさらなる精査の必要性を感じました。しかしながら、当日に理事者からの答弁や持ち合わせていた資料からは分科会においてその分析が十分にできずに、限度額の引上げ幅が適切ではない可能性があるとの疑念を抱いたということがお答えになるのではないかと思います。

4点目の質問にお答えします。

議会運営委員会で申し上げましたヒアリングの内容ですが、業務に当たる人員、人件費の内訳についてです。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁をいただきました積算における算出方法については、そちら提案議員等でですね、についての調査や何か別の根拠を積み上げられたのではなく、あくまでこの二つの施設の比較の中で、人件費等におけるある科目のみに焦点を当てられたとの御答弁でした。

そして、行政は人件費について一律を算出しているということについては、個別の科目を十分に精査したものとは解せないと御答弁でおっしゃりながら、武道館の算出根拠が一律ということについては容認をされています。

また、今回の修正提案額については、いただいた答弁から推察をいたしますと、分科会においてはその分析が十分にできず、限度額の引上げ幅が適切でない可能性があるとの疑念を抱き、上限を少しでも適正な金額にとのことでした。

では、この御提案の額が本当に適正という、少しでも適正と言われてますけれども、妥当性等にあるのかについてですが、以下、2回目の質問をいたします。

御答弁の中で、武道館と同程度の業務が想定され、同様の経費であるのにといった御答弁がありま

したが、それぞれの施設の特徴からも全く別の施設であり、同等とはさすがに考え難いのですが、同程度の業務、同様の経費であることは、分科会等、その後ヒアリング等をされたのであれば、それらも含んでですが、それにおいてどのように確認をされましたか。現場の確認等はいかれたのでしょうか。もしくはどのような資料や根拠等からそれらを想定したと言及をされているのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 まず、後者のどのような資料や根拠等からそれらを想定したかについて、お答えいたします。

指定管理者制度導入施設の管理運営状況総合評価シートにおいて、総合運動場の指定管理者が行う業務内容は、1施設の管理運営に関する業務、2施設の維持管理に関する業務、3スポーツ教室の運営に関する業務、4その他自主事業の運営に関する業務とされており、また、武道館も、1施設の管理運営に関する業務、2施設の維持管理に関する業務、3スポーツ教室の運営に関する業務、4その他自主事業の運営に関する業務と全く同様であることから、それらの職員の業務はおおむね共通するであろうと判断しております。

なお、本件に関わる調査、研究を目的に、私が現場の確認、当該施設の訪問はしておりません。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁いただきました内容につきましては、今回提案されてないですけれども、市民体育館であったり、市立の体育館であったり、また、スポーツ施設などにつきましても、総合評価については同様の施設の内容が業務として書かれています。しかしながら、こちらの二つの施設につきましては、そもそも目的も含めて違いますし、規模も含めて違うということは指摘をさせていただいて、質問としてはこちらで終了させていただきます。あとは討論でお伝えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 議案第83号 一般会計補正予算（第2号）中総合運動場指定管理業務の債務負担行為限度額変更額を約1,200万円減額する修正案について質問をいたします。

初めに、委員会で十分な先ほども質疑がありましたけれども、十分な質疑がなされず、こういう本会議場の場で突然出されたことは本当に遺憾に思います。

市の提案において、令和8年度4月からの武道館及び総合運動場の管理業務を行う指定管理者の公募に応募がなく、5年間の債務負担行為限度額を、武道館は4億8,212万3,000円から5億6,984万3,000円、8,445万7,000円の増額、総合運動場は4億8,212万3,000円から5億6,601万4,000円、8,389万1,000円の増額に変更し、再公募する議案について、維新の会から、総合運動場の限度額を約1,200万円減額する案が示されました。

提案者の江口議員の質疑や、会派の皆さんの意見を総合的に判断をいたしますと、事業者の言い値で人件費分の限度額の変更が決められているのではとの主張により、今回の提案に至ったと推察されますが、その認識で間違いはないでしょうか、お答えください。

その場合、提案会派にも人件費分の1,200万円減額の積算根拠があると思いますが、お答えください。

以上、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 事業者の言い値で限度額が変更されていると私どもが判断したことが、このたびの提案に至った理由であるか否かをお尋ねいただいたものと理解しました。

この点は限度額の算定方法をより丁寧にすべきであるという意見を持っております。

御指摘いただきました私どもの会派構成員の主張は、提案に至る過程で、私どもがより適切な額の算出の必要性を認識した理由ではあります。しかしながら、これは提案に至った直接の理由ではありません。

ん。

地方自治法第2条14項に、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。

公募型プロポーザルで、コスト面でもサービス面でも競争原理が働くものと考えております。しかし、法の要請にかなうためには、コストの面で限度額を設定することも当然に必要であり、その算定の際には十分に精査をする必要があると考えます。

そこで私どもとしても精査を行いました。そして、算出をした結果が原案として約1,200万円低くなったことが現提案に至った理由です。

次に、お尋ねいただきました1,200万円減額の積算根拠について、根拠と方法をお答えします。

原案は人件費等の各科目において、4.8%引き上げるものであり、個別の科目を十分に精査したものだとは解せませんでした。例えば、従前、300万の経費は、14万4,000円のアップとなり、800万の経費は38万4,000円のアップとなります。従前、高額となっていた科目の引上げ額が大きくなります。

これは、定額で受託をしていた事業者や、比較的低い賃金で働いている人より、高額で受託していた事業者や比較的高い賃金で働いている人のほうが恩恵を受けやすい方法です。

ここで同時に提案されている武道館に関する限度額引上げの予算と比較して、既に高額となっている科目に関して、このたびの提案の4.8%への引上げをせずに、さきの提案の3%にとどめて算定しました。

以上です。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

(11番山根議員登壇)

○11番 山根建人議員 2回目の質問の前に、先ほどちょっと金額を間違えておりましたので、もう再度もう一度申し上げたいと思います。市の提案は5年間の債務負担行為限度額は武道館は4億8,538万6,000円から5億6,984万3,000円、8,445万7,000円の増額、総合運動場は4億8,212万3,000円から5億6,601万4,000円、8,389万1,000円の増額に変更し、

再公募する、こういう議案であります。

訂正をお願いいたします。

質問に戻りますけれども、提案会派の御答弁から、高いほうが割合高くなると。それはそのとおりなんですけれども、だから、その何が悪いのかちょっとよく分からないところです。

おっしゃるように、人件費の算出に当たって、吹田市は令和4年から令和7年までの大阪府の最低賃金の平均上昇率を踏まえて、毎年4.8%の上昇を見込んで積算したというふうに、提案会派の本会議の質疑でも答えておられました。

その根拠として複数事業者へのヒアリングや見積書の聴取を行い、そこで出た今後の人件費や物価上昇のリスクを踏まえると、提示された指定管理料では応募できないなどの意見や、これまでの収支状況や社会情勢を踏まえ、失礼、どこまで行きましたかね、これまでの収支状況や社会情勢を踏まえて、人件費及び委託料の上昇を加味して債務負担行為限度額を再積算したと。減額提案者の江口議員が要求した経緯説明の資料にも書かれております。

江口議員は市の積算根拠は主観的で不透明に決められたというふうにしておりました。だから、私、先ほどの質問をしたんですけれども、これが本当にそうなのかということも疑問が残るところです。殊さら武道館との人件費を比較をして、あたかも総合運動の職員が高額な賃金で働いているかのように説明をされておりますが、一般的にですよ、人件費は各職階に応じた金額が設定されているものであり、専門性や責任を要する業務を担っている場合や、役職がいる場合の給与水準は高くなりがちであることから、平均だけで高いと判断することはいかなるものかと思います。これ、市長合ってますね。はい。

また、減額提案をした会派の人件費積算根拠としている平均上昇率3.0%の積算は妥当なものかも疑問が残ります。

提案会派は、武道館は市の人件費積算根拠4.8%のままでよしとし、総合運動場は独自の積算で修正を加えるという、これ、同時期に同種類、同様の施設に対して、根拠なく別々の積算をすることなどあまり考えられないのではないのでしょうか。その理由

をお答えください。

また、現在の指定管理事業者に、先ほども聞かれておりましたが、対して、人件費の内訳などの詳細な調査を行ったのでしょうか、お答えください。

以上、違うわ、もう一点、市の積算根拠としている大阪府の最低賃金平均上昇率を踏まえて4.8%の上昇を見込んだ積算について、これまた江口議員は本会議の質疑の中で、賃金上昇率について市は厳しい判断を迫られた、こういうふうに述べております。これ、意図は何なのかというふうに思いますけれども、維新の会として、大阪の賃金はそんなに上昇しないというふうに考えておられるのでしょうか。厚生労働省や府の労働局が発表している今年の大阪府の最賃引上げ率、今日から最低賃金が引き上がりますけれども、これは5.7%となっております。

こういうことから判断した最低賃金平均上昇率から積算したことに、何が問題があるのか、お答えください。

以上、二つ目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 ただいま11番 山根議員から、会議規則第63条の規定により、発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可いたします。31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 ただいまの御質問ってというか、武道館と総合運動場の取扱いが違うということについての御質問であったかと思うので、武道館は原案の人件費等ですね、そのまま、総合運動場のみ修正することの理由についてお答えします。

今回の提案根拠の一つに、さきに御説明いたしました武道館として同様の経費であるのに、高い水準であることがあります。

したがって、高額であるものをさらに高額となることを抑えた上でプロポーザルにより競争原理を働かせることが適切と考え、総合運動場のみの提案とさせていただきます。

現在の指定管理事業者に対し、人件費の内訳などの詳細な調査を行ったのかという御質問に回答いたします。

現在の指定管理業者との接触はしておらず、指定管理業者への調査も行っておりません。

次の質問にお答えします。

大阪維新の会として大阪の賃金の上昇についての見解ですが、私としては大阪維新の会の見解を把握しておりません。

厚生労働省や府の労働局が発表している今年度の府の最低賃金引上げ率5.7%などから判断した最低賃金平均上昇率から積算したことに、何が問題と考えているのかという御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、武道館として同様の経費であるのに、高い水準であることがこのたびの提案に至る理由の一つであり、また今回3%に据え置くとする科目につきましては最低賃金を大きく上回る水準であります。

最低賃金は、1,114円から約63円引き上げられ、1,177円になります。この率を時給2,000円に適用させると、113円程度、時給4,000円に適用させると226円程度と、率のみに着目すると既に高い賃金で働いている人のほうが恩恵を受けやすい方法となります。

よって、さきに説明させていただきました理由により、修正提案をさせていただきます。

以上です。

○矢野伸一郎議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 まず、競争原理を働かせることが適切というふうに考えているというふうにお答えしましたが、競争原理をね、適切に働かせようとするならば、公正な、きちっとした基準にのっとって公募をしなければならないというふうに思います。

何やら、賃金の、最低賃金のね、ここで別に講義をするわけではないんですけども、最低賃金はね、最低の賃金だけを上げる目的で上げられてるんじゃないんです、お分かりかもしれないですけども。底上げをして、我々のね、日本共産党主張は最低賃金はすぐ1,500円、そして早急に1,700円に引き上げていくと、そういう公約を持っておりますけれども、底上げをして全体的に賃金を上げていくと、手取り

とかね、そういう所得を増やしていくと、そういう効果があるから最低賃金を引き上げなければならないんですよ。だから、おっしゃるように、まあまあ、それは高い水準にいる人がパーセンテージかけたら上がるとか言うてはるんですけども、全体的にね、引き上げないといけないのに、何かもう最低賃、最低の人らだけ、言うたら、上げたらいいんやというふうに、そういうふうなちょっと答弁に聞こえかねないので、維新のお考え、ちょっと最低賃金に対する考えがちょっとよう分かりませんのですけども、大阪維新の会の賃金の見解、把握してない、これもちょっといかがなもんかなと。うちの主張は言いましたけども。

大阪維新の会さんはね、この間の参議院選挙の政策で、賃金政策っていうのを発表されておまして、政権公約2025基幹政策（コア・ポリシー）次世代のために有言実行、こういうあれを掲げて、賃金政策では、物価上昇や地域格差の拡大により、生活費との乖離が拡大している最低賃金の水準を実勢に合わせて引き上げます。これにより賃上げの流れを強めるとともに、戦略的に産業の新陳代謝を促進しますと、こういうふうに言われてるんですよ。御存じないから教えておきますけど。

ちょっと最後の戦略的に云々というのはちょっとよう分かりませんけれども、要は維新の会さんも賃上げをやっぱりやらなあかんと。地域とね、格差とかあるから。そういうことをおっしゃってられるんで、そういう意味でも、最低賃金をやっぱりどういうふうに引き上げていくかっていうのは、これ、自民党さんから、維新さんからね、日本共産党まで統一した課題だというふうに思うんですね。

ですから、本当に、委員会質疑においてね、現在の指定管理事業者の報告において、令和6年度は、自主事業収益を差し引いても、年間約880万円の赤字が発生していることが明らかになってるんです。それはお答えいただいた委員も御存じやと思います。仮に1,200万円を減額すると、いろいろ説明をいただいた人件費で、計単純計算してもね、一人約60万円ぐらいの影響がいくということでは、働く人にしわ寄せが行くということにもなりかねません。

指定管理者に応募がなくて、再度積算をし直し、限度額を増額して再公募する提案を、もう一度減額するということは、再び事業者が決まらないということも想定されますよね。

その場合、考えられる対応のケースとして、一番はしばらくの間、指定管理者に随意契約というような形で再指定すると。ただ、この場合、ただでさえ金額が折り合わなかった事業者が、三たび期間限定で受託するとは考えられず、断られる可能性が高いというふうに私は思います。人員も年間単位で考えているため、そろえるのが困難ではないかなというふうに思います。

2番目として、次期指定管理者が決まるまで休館をせざるを得ないということになるのではないかなと。

3番目は直営に戻すと。

そういうことになりますけれども、私は独自に最悪、廃館にもなりかねない。なかなか決まらなくてね、もうそのまま閉じざるを得ないということにもなりかねない。

5番目は、私が提案をいたしますけれども、決まらなかった場合、提案会派とか賛成する議員さんもしかしたらいらっしゃるのかもしれないですけども、維新の会議員団とかね、そういう議員さんが総出でね、各自、最低賃金で働いて運営をすると、こういう選択しかないと考えられますけれども、市長、それでよろしいですか。

そういうことで、指定管理者が決まらなかったときの対応は、提案会派、どういうふうに考えているのか。提案者の橋本議員、後藤議員、江口議員の答弁を求めまして、3回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 賃上げにつきまして我が党の主張も御紹介いただきましてありがとうございます。先ほど私が申し上げたのは賃上げ自体が望ましいものですが、という考えは党もそうですし、私もそうですけれども、賃金の上昇率についての御質問でしたので、何パーセント上昇するということをもって政策を決定できているかということ、大阪維新の会と

してそういった形でというものが、私は把握していないということでお答えをさせていただいております。

事業者が決まらない、指定管理者が決まらないときにということの御質問ですが、このたびの修正がなされた予算案が可決されました後には、大きな社会情勢の変動や市民サービスに対する需要の急激な変化などがない限り、債務負担予算の範囲でプロポーザル型競争入札が実施されて指定管理者が選定され、そして、施設の運営、施設における市民サービスの提供が引き続きなされるよう、執行部により適切に取り計らわれるものと考えております。

以上です。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 同僚議員が申し上げましたとおりでございます。市民負担の適正化の観点から修正を提案したものでございます。執行部により適切に取り計らわれるものと考えております。

○矢野伸一郎議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 提案議員だけでなく、会派一丸となって議論した結果での今回の提案になります。

先ほどの答弁にもありましたが、市民のサービスの提供が引き続きなされるように、執行部により適正に取り計らわれるものと考えております。

○矢野伸一郎議長 以上で質疑を終わります。

議事の都合上しばらく休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）



（午前11時10分 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、議案第83号の原案及び原案に対する修正案について、一括して討論に入ります。

意見を受けることにいたします。25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）について、我が会派

を代表して意見を申し述べます。

まず、地方債の活用についてです。

財政調整基金の取崩しを迎える一方で、地方債に過度に依存することは、将来世代への負担増につながります。歳出構造の見直しと、基金、地方債の適正な活用を強く求めます。

次に、私立幼稚園・認定こども園での放課後児童健全育成事業については需要が高まっていることは理解しますが、設置過程の公平性と透明性に課題があります。今後は明確な基準を示し、他園にも開かれた形で進めるよう求めます。

一方、介護老人保健施設事業団への9,000万円の支出については、今後の運営方針や財政負担の見通しが不透明です。早急に計画を立て、市民と議会に丁寧な説明を行い、速やかに実行に移すことを強く求めます。具体的には、事業団に対し、経営努力の徹底と、財務状況の改善を図るよう求めます。

続いて、武道館及び総合運動場の指定管理料の増額についてです。

それぞれ約8,400万円の増額が示されていますが、特に総合運動場は妥当性の説明が十分でなく、現状のままでは認められません。このため、我が会派として総合運動場の指定管理料に関わる修正動議を提出いたしました。

この修正動議によって財政面の懸念が一定程度解消されます。そのため、この修正動議が可決されることを条件に我が会派は本議案に賛成いたします。

昨年度も基金取崩しで財政を賄った経緯がある中、漫然とした支出構造を続けることは許されません。持続可能な財政運営への転換を強く求め、我が会派の意見とします。

○矢野伸一郎議長 22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 議案第83号 一般会計補正予算（第2号）中、総合運動場指定管理業務の債務負担行為限度額変更と、大阪維新の会から、その予算を1,200万円減額する修正動議について、会派を代表して意見を述べます。

そもそも管理業務を行う指定管理者を公募したが応募者がなかったことから、補正予算で指定管理業

務における債務負担行為限度額を変更し、再度公募するに至ったことについては、物価高騰や賃金上昇に対する吹田市の当初予算編成時の認識の甘さが招いたことだと考えます。

日本共産党はこれまで、指定管理者制度の導入における様々な問題点を指摘してきました。コスト削減を優先するあまり、人件費や運営経費を抑制し、市民サービスの質が損なわれる懸念、民間事業者には避けることができない、社会情勢の変化による経営の圧迫に伴い、指定管理者が決まらなかった場合には、4月からの休館の可能性も含め、事業の継続性が担保できない点、また、こういったことが、5年ごとの事業者選定の際に起こり得る点などはまさに指定管理者制度のリスクを端的に表していると言えます。

今回のことを契機に、市は指定管理者制度の問題点を深く認識し、今後、直営に戻すことも検討するよう強く求めます。

その上で、今後も指定管理者制度で民間事業者が施設を管理、運営していく、この方向性を続けるのであれば、働く人の生活と賃金を保障し、市民サービスを充実させ、安定して事業を継続することができ十分な予算を確保することは当然のことと考えます。

それゆえに、先ほど議案を質疑しましたけれども、事業者の実態もつかまず、人件費の数字上の比較だけで短絡的に現在の人件費を高額と判断し、一方的な積算根拠で経費を減額し、また、事業者の応募がなかった場合についての責任は、提案者は負わず吹田市に負わせる、こういう無責任な修正動議は到底容認できません。そのため、反対をし、原案に賛成いたします。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案及び原案につきまして、市民と歩む議員の会を代表いたしまして、意見を申し述べます。

まず、質疑ですね、修正案に対する質疑をさせていただきましたが、行政の提案根拠と比較をされて、

修正案の算定方法については、御答弁から同程度の業務、同程度の人員と想定され、その分については先の提案の3%増額時点でも大幅に武道館のそれを上回るものについて、さらに4.8%まで増額を必要とする、引かないとのことでした。

しかし、そもそもの当初予算での積算基準と当該補正予算の基準に違いがあることや、施設目的やその施設の規模、清掃等の業務の範囲などは全く違うということは、ここに聞いておられる皆さんが理解をされることと思います。

また、先ほどの山根議員の質疑においても、後藤議員、提案議員の一人ですけれども、からは、市民負担の適正の観点、適正化の観点からという御答弁でした。

しかし、私の質問での橋本議員の答弁では、少しでも適正な金額ということで、同じ提案議員においても十分なその理解ですね、2提案議員の中においても若干の大きいですが、認識の差があるということに非常に残念でした。

また、万が一なかった場合、市民のサービスが引き続き提供がされるように執行部においてなされるものという、非常に人ごとのような御答弁で、皆さんが提案をされる修正案を出されるのであれば、まずは皆さんのその見解に対して、分科会や本会議等について十分な質疑を、議員側も行う努力をする必要があります。

しかしながら、提案議員とのこれまでの本会議や分科会の質疑等のやり取りからも、そのような質疑等を十分に行われたとは到底思えず、私たち議員は市長と二元代表制の下、市民サービス、特にですけれども、今回であれば、私たち議員の存在意義である市民サービスの向上や行政への監視として、議員の発言権を十分に活用いただき、市民サービスの向上に向けた適正な積算根拠であるかどうかについては、様々な資料等から、妥当であるか否かについて審査をすることができたと思います。

議案の質疑に対する姿勢として、委員会でのやり取りにおいても、梶川委員の指摘や、請求資料等を御覧になられてから気づかれたということも言われていましたが、そういった気づきからであったとし

ても、引き続き、分科会で質疑をされるなど、十分な議論がその時点からもできたと思います。

提案議員の指摘されている点も、担当と十分なコミュニケーションや担当と十分な協議等をされたら、当該提案の内容の妥当性や、そちらがお示しにされている額についても、率ですね、についてももう少し府や大阪府等の根拠や基準に適した案が提案されたのではないかと思います。

また、御答弁からは現地視察や実態ですね、についても行かれていないということも非常に残念でした。

そして、4%の引上げについても、さきの提案の3%ととどめて、算定の御答弁でしたけれども、では、なぜ3%が妥当なのかって、いわゆる根拠等については述べられておりませんでした。あくまの二つの施設の比較の中で、なおかつ、ほかの科目にも影響する可能性もある、その科目があるのかもしれないんですが、そういった御提案者の感覚的な判断であると言わざるを得ないため、当該修正案については賛同できません。

しかしながら、御提案者の提案内容はともかく、問題提起として、現状、実態を踏まえて算定できていないのではないかということについては、私たちも分科会の質疑、また、意見等でも申し上げましたが、そういった委員会等でもる指摘をしていますように、物価や賃金等、人件費の著しい上昇が続いている昨今であるにもかかわらず、これらを勘案して適切な対処はおろか、状況の把握すらもできていなかったということについては、行政として改めて猛省をする必要があるということは改めて申し上げます。

分科会審査等においてお示しをした総務省の通知等を改めて十分に参考にした対応等、迅速かつ早急に是正、改善を行うことを求めて、原案については賛同をいたします。

なお、吹田市立介護老人保健施設については、この間、私も現場へ伺いました。施設には、築年数の経過が見られる箇所も確かにありましたが、老朽化の多くは経年劣化によるものであり、施設の管理体制等に問題があるわけではありませんでした。むしろ施設全体に生活感が、清潔感が保たれており、管

理がずさんである様子等は全く見受けられませんでした。

現場の状況からは、職員等の皆さんがこれまで努力を重ねてこられた様子が随所に垣間見えました。大規模改修等に16億円というこの数字だけが独り歩きをしている点には非常に懸念をしています。これはあくまでも長寿命化を含んでいるものであり、たちまちそういった高額なものがかかるということではないということも確認ができました。

改めて、私たち議会としても、現場の様子をしっかり伺い、この現実を踏まえながら、市民にとって真に望ましいサービス展開とは何かなど含めて、検討すべき課題がたくさんあると認識しました。

以上、委員会意見に加えて申し上げまして、修正案には反対、原案に賛成をいたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第83号を採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除くその他の部分を原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 それでは、事務局職員に追加の議事日程を配付させます。

（追加の議事日程配付）

お諮りいたします。この際、別紙、お手元に配付いたしました日程1件を追加し、直ちに議題とし、日程3を日程4に、以下日程を順次繰り下げたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、別紙、お手元に配付いたしました日程1件を追加し、直ちに議題とし、

日程3を日程4に、以下、日程を順次繰り下げることに決しました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程3 市会議案第22号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 ただいま上程されました市会議案第22号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第22号は、議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議をしようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

2番 梶川議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

それでは質問を受けることにいたします。10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 市会議案第22号 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について質問させていただきます。

附帯決議の求めているとされている三つの事項についてお聞きをします。

まずは福祉部に確認を含めてお聞きします。

1の項目、事業団に対して、人件費等の経費削減に加え、役員報酬や退職金の見直しを含む経営努力の徹底を求めることとありますが、人件費の削減についてですが、事業団が役付手当の引下げや給与表が定めている上限の1号給から7号給へのカット、ベースアップについても、最低賃金を満たしていないのを除いて2014年度以来実施していないと。また、役員報酬については、市の関係者は報酬はない、役員に報酬なしと、本会議や委員会、分科会の質疑で答えていたように思います。役員報酬についてですが、副理事長で役員になっている医師は、施設管理

者も兼任しており、役員報酬という名目であるものの、実際は給与という形で支払われているということだと思いますが、そこも併せて事業団の人件費に関する取組と、役員報酬についてお答えください。

そして、1の項目に、退職金の見直しとありますが、雇用契約と就業規則との関係ではどうなるのでしょうか。契約違反として裁判が起こった場合も想定できるかと思われますし、労基署に申出があった場合、雇用契約について違反することになるのではと考えます。また、議会の議論でそのような意見があったことを伝えることはできても、市が決めることはできないというふうに思いますが、福祉部もその認識でしょうか。

1の項目及び2の、事業団に対し財務状況の改善を図るよう求めることとあります。経営努力の徹底や財務状況の改善についてですが、本会議や分科会での答弁で、誠実に履行してきたということや、歳出削減に取り組んできていると答えられていたように思います。経営努力や財務状況の改善について、事業団が取り組んできていることについて答弁された内容について再度お答えください。

3の項目、今後の在り方に係る計画を早急に策定し、速やかに実行に移すこととありますが、市は方針を持っていないと提案者は理解をされているようですが、今後の在り方について検討する、公金の投入は最小限にして選択肢を考えると、本会議や委員会の分科会で答弁をされていました。また、今回の9,000万円の投入は利用者を守り、その上で、1月までに今後の在り方を市として方針を決定し、その方針を基にパブリックコメントの実施、今後の在り方を示していくということでしたが、この認識で間違いはないでしょうか。

提案者にお聞きをします。福祉部は提案をされている附帯決議の項目について方針も示し、本会議でも予算分科会でも答弁されていました。提案者も分科会におられたのでお分かりだというふうに思います。質疑もされていました。提案者自身や本会議や分科会の質疑の中で確認をされたのではないかと思います。在り方に係る計画についても、議案参考資料にも示されていますし、提案者含めた、もちろん

私自身も、本会議や分科会の質疑で福祉部が答弁をしていましたが、早急にというのはどういうことでしょうか。また、提案者は分科会で、維新の会として認め難いというふうに言われていましたが、委員会の質疑でも確認されていたというふうに思いますが、それでも確認ができなかったということでしょうか。

介護報酬制度の実態が、実態に即していないというのは、何を指して言われているのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

（福祉部長登壇）

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。

初めに、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の人件費に関する取組と役員報酬についてでございますが、これまでの本会議や分科会でも御答弁させていただきましたとおり、当該事業団では、これまでに給料月額の下げやベースアップの停止のほか、役付手当等、各種手当の見直しなどに取り組んでおります。

また、役員報酬につきましては、医師であり、施設管理者でもある副理事長に対するものだけであり、その他の役員につきましては、役員報酬は支払っておりません。

次に、退職金の見直しにつきましては、あくまでも当該事業団職員の雇用主は当該事業団であり、御質問にありますとおり、本市に退職金に関する最終的な決定権はないものと認識しております。

次に、事業団の経営努力の徹底や財務状況の改善につきましては、本会議での御質問に対しまして、近隣医療機関等への定期的な情報提供や各種介護報酬加算の取得による収入の確保、給与や各種手当の見直しによる人件費の抑制、維持管理費の削減等の経営改善に継続して取り組んできたこと、吹田市介護老人保健施設の開設以降、その運営を誠実に履行し、効率的な経営に努めてきたことなど御答弁させていただいたところでございます。

最後に、今回の負担金につきましては、まずは利用者に対する当面のサービス提供体制の確保を目的

としております。その上で、今後の在り方についての検討を速やかに進め、来年の1月に在り方方針素案を作成し、2月にパブリックコメントを実施の上、3月にその結果を公表する予定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 まず、1点目、早急にという表現についてですが、ここで申し上げている早急にとは、単に検討を急げという抽象的な話ではなく、一日でも早く計画を策定し、方針を明確にするという意味です。

今回の事業団への9,000万円支出の承認をすることは、すなわち市の財政負担、つまり市民の税金が投入され続ける状況になりかねないのではないかと考えます。方針策定が遅れば遅れるほど、不要な公費負担が積み重なっていくことになります。

したがって、計画の具体化を一日でも早めることが市民負担の軽減につながると思い、早急にとの表現をしております。

また、理事者からは現状についての説明ありましたが、十分な回答が示されたとは認識していません。説明からは支出をするに至らざるを得ない経緯は理解しますが、そこに至るまでの過程において、経営を好転させるための施策や思考が感じられなく、それらの点から課題の整理と具体的な方向性の明確化を早期に求める必要があると考え、我が会派としては認め難いと表現しております。

2点目の介護報酬制度についてですが、ここで申し上げているのは、同制度がいわゆる一般的な私企業が売上げを増やすことを主眼にすると考えますと、どうしても売上げ至上主義になれないであろうことを示しており、今回の老健施設を例にすれば、自助努力だけでは運営がし難いことを一定理解はしているとの意からです。

ただ、同制度を認めないといった趣旨ではありません。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 提案者の方、分科会で確認

できなかったと言われましたけれども、分科会では十分に時間もあったので、確認できるまで質疑をされたらよかったなというふうに改めて思います。

提案者にお聞きをします。福祉部からは本会議や分科会で答弁をしてきたというふうに言われております。附帯決議の1、2、3の項目について、提案者としてお三人がそれぞれの言葉で詳細に御説明ください。これは提案者お一人一人が全ての事項について説明をしてください。

また、本会議や分科会での質疑で確認できなかったという理解をさせていただいてよろしいでしょうか。それについても提案者の林議員、清水議員、井口議員、それぞれのお答えを求めます。

福祉部にお聞きをします。

この提案をされている附帯決議がなければ、先ほどの答弁でいただいた計画ですね、議案参考資料にも示されていますが、そのことについて計画どおりにやらないというつもりであったということでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 詳細な説明とのことですが、御質問はこの附帯決議の内容についての御指摘の趣旨かと存じます。

提案者お一人お一人にとのことですが、提案の3人は同意見ですので、代表として私が答えさせていただきます。

今回の支出は、当初予想していなかった9,000万円という多額の公費負担であり、市民の理解を得るためには、本市に対し、より重い条件を付すことが重要だと考え、附帯決議を提案するに至りました。

本会議や分科会でも、理事者からの現状説明はありましたが、十分な回答は得られていないと考えます。支出に至る経緯は理解できるものの、経営を好転させるための施策や思考が見られないため、事業団の課題整理と具体的な方向性を早期に明確にする必要があると判断し、あくまでも市民に理解できる、より強い条件を課すことが重要だという考えに基づいて提案させていただきました。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

（福祉部長登壇）

○梅森徳晃福祉部長 次に、福祉部からお答えさせていただきます。

今後、何かにつきましては、これまでの本会議や分科会でも御答弁させていただきましたとおり、速やかに進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 議長に申し上げておきますが、私、提案者全てに答弁を求めました。きちんと運営してください。きちんと当ててください。

○矢野伸一郎議長 提案者を代表して答弁いただいた。

○10番 玉井美樹子議員 いえ、私は3人に求めます。

○矢野伸一郎議長 お願いします。

○10番 玉井美樹子議員 だから、議長はそれをちゃんとしていただきたいというふうに思います。

提案者として、お一人お一人は説明できないという理解をさせていただきます。

福祉部は内容については確認をしました。

私は提案者として、お一人ずつ説明を求めました。お答えになった以外の提案された方はそれだけ内容が分からず提案をしているという理解でよろしいでしょうか。分からないことがあるんだったら、分科会やね、本会議で十分時間があつたんですから、質疑で確認をしていただきたいかったというふうに思います。少なくとも3名の提案者のうち2名は分科会にも参加をされているわけですからね、そこで確認する場合は幾らでもあったというふうに思います。

再度、提案者3人にお聞きします。附帯決議を作成をして提案するに当たって、その意図や内容について議会の決議として重みを持たせるために、みんなが一致できるような努力はされたんでしょうか。少なくとも、私は分科会にも所属をしていましたが、一致するような意見としましょうというような働きかけは受けたことは一度もありません。

1の項目について、報酬の減額や見直しとありますが、現在の役員報酬は答弁もありましたけど、役員報酬という面目ですけど、実質、施設管理者とし

てね、医師の給与として支払われています。そのことは、この今の質疑でも分科会などの答弁でも明らかになっていますが、それを減額や、例えば、言われているようなゼロにするととなると、施設管理者として従事をしてゼロということになりますね。それで、もしもお辞めになった場合、施設を管理する医師が不在するということになります。そうなれば、施設そのものの運営が今の運営状態よりもたちまち困難になりますし、利用者や入居者が困ることになります。そのことについても、お一人ずつが理解をされた上での決議なんでしょうか。決議はなくとも、市は今後の在り方を含めて取り組んでいくと、提案や答弁だったというふうに思っていますが、決議がなければ、市の計画どおりに行わないと理解をされているということでしょうか。

提案者の林議員、清水議員、井口議員がそれぞれの御自身のお言葉でお答えください。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 提案者お一人お一人にのこのですが、再度申し上げます。3人は同意見です。私が会派を代表して申し上げさせていただきます。

9,000万円という公費負担をするに当たって、市民の理解をより深く理解していただくことも含めて附帯決議を出させていただきました。

以上です。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 先ほどの答弁の私からも答弁をさせていただきます。

先ほど林議員がした答弁と同じでございます。

○矢野伸一郎議長 23番 清水議員。

（23番清水議員登壇）

○23番 清水亮佑議員 先ほどの議員と同じ意見です。

以上です。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案

について伺いたいします。

この附帯決議案には、吹田市介護老人保健施設、以下吹田老健と申し上げますが、その吹田老健の指定管理者である一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団、これも以下、事業団と申し上げますが、そちらの事業団への運営費負担金9,000万円の支出に当たり、1事業団に対し、人件費等の経費削減に加え、役員報酬や退職金の見直しを含む経営努力の徹底を求めること、2事業団に対し、財務状況の改善を図るよう求めること、3上記1、2の取組を求めるに当たり、今後の事業団の存置も含めた在り方に係る計画を早急に策定し、速やかに実行に移すことという三つの事項を決議するという内容がこちらの附帯決議案には記されておりますが、この附帯決議案の議案を提出しようとされる、それに至るまでに、この老健の、この吹田老健の運営状況や事業団の経営状況の確認や把握などはされたのでしょうか。されていたのであれば、いつ、誰に、どこで確認等をされたのかも併せて詳しくお聞かせください。

それと、人件費等の経費削減に加え、役員報酬や退職金の見直しを含む経営努力の徹底を求めるということですが、それで一体どれぐらいの経費削減につながるとお考えなのでしょうか、お聞かせください。

また、役員報酬についての対象者はドクターお一人だけですが、現在よりも下回る報酬で来てくださるドクターがおられるとお考えなのでしょうか、お聞かせください。

それと、退職金にまで踏み込んで言及しておられますが、その対象者については一体どれぐらいおられるのでしょうか。職種別の人数等についてお聞かせください。

なお、事業団が人件費等の経費削減にこれまで取り組んでおられた状況等について御存じであれば詳しくお聞かせください。さきの議員の答弁にもありました、福祉部長の御答弁と同じような御答弁は必要ありませんということを申し上げております。

なお、私たち議会の立場からすれば、常日頃、エッセンシャルワーカーについては、人手不足解消や

人材確保、処遇改善などなどについての必要性を委員会での提言や質問、要望などで繰り返し行っている、それとは全く真逆の決議を提案されていると思うのですが、提案議員の皆様はいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

これで1回目の質問とします。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 御質問はこの附帯決議の内容についての御指摘の趣旨かと存じますが、この決議は数字や目指すべき目標など具体的なことを申し上げているわけではございません。

今回上程された、言わば予想もしていなかった9,000万円という多額の支出を伴う以上、本市は、本事業団の経営状況の確認や把握をしているのが重要であって、具体的な人件費や役員報酬等の削減金額などを求めているのではございません。

本市にはそのような覚悟を持って取り組んでほしいと思い御提案しております。繰り返しますが、やはり予想もしなかった急遽の支出に対して、市民の理解を得るためには、今回の附帯決議という、言ってみれば、本市に対し、より重い条件を付すことが重要と考え、提案するに至ったものです。

次に、職種別には確認しておりませんが、退職金が必要となる人数は37名と福祉部から聞いております。また、事業団の人件費等の削減については、これまでに給与月額の下げやベースアップの停止のほか、役付手当等、各種手当の見直しに取り組んでいると聞いております。

一方で、質問議員のおっしゃるとおり、日頃より、エッセンシャルワーカーについては、人手不足の解消や人材確保、処遇改善等々についての必要性の提言、質問、要望などを本市議会が繰り返しを行っていることは重々承知し、我が会派としても大いに賛同いたします。

ただし、そこにはやはり急遽の支出を伴う以上、附帯決議というより重い条件を付すことによって市民の皆様に理解していただくことを願う意味もあり、今回の提案に至ったものであります。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 お許しを得まして、2回目の質問をいたします。

まず、今いただいた御答弁では、予想もしていなかった。で、急遽の支出に対して市民に説明、市民の理解を得るためには今回の附帯決議が必要だということなのですが、すみませんが、すみません、提案委員の皆様の本会議や委員会などで、特に踏み込んだような言及もなかったもので、まず、このような附帯決議案が出てくることは、私からすれば全くもって予想外でございました。

また、この月曜日に議運でいきなり提案された。急遽の支出とか言ってるんですが、私としたらもう本当に急遽、このような提案が出されたというふうに思っております。やはりそういうやり方については、どう言ったらいいんでしょうか、正しくない。やはりもっとしっかりとやるべきとき、本会議であり、委員会であり、そういうやるべきときがある、そこでしっかりとやったその上でも、やはり結論が得れない、納得できない、そういったことであれば、このような行動をされるということは理解できますが、今回のような全くもって、何じゃこれと、いきなりそのようなやり方的なものについては正しくないと強く申し上げ、猛省を促しておきます。

また、市民の皆様に、また、予想できる、予想もしていなかったということですが、今般の物価高騰や賃金上昇などなど、もう常日頃からテレビとかでもいつも報道されてます。十分予想できることであります。それが予想できなかったというのは、テレビも御覧になっておられなかったのかなと、そこまで言ったら言い過ぎかもしれませんが、やはり予想は私は知っていました。というか、していなければならない。我々議員は常にそういう世の中の状況等もしっかりつかみ、それらに対して常にそれら必要なこと、行動を起こす、そのような準備等も常におこななきゃならないということを申し上げておきます。

あと、今回の議案、今回の定例会で、武道館や総合グラウンドの指定管理の債務負担行為の補正、こ

れなんかも同時に出されております。

これらもさきに申し上げました昨今の物価高騰や賃金上昇等に大きく関係するものであります。こういったものをしっかりと予測もし、今後に備えておくことを強く提案議員の皆様にも御理解いただきたいということをお願いを申し上げておきます。

あと、市民の御理解を得るためには、このような附帯決議案を提案して、より重い条件を付すということが必要だと、重要だと考えておられるという御答弁もありましたが、私としては、やっぱり市民の皆さんに御理解いただくためには、状況の説明がまずは必要と考えます。

そのようなことから今から、私がここで殊さらに言うまでもありませんけれども、介護老人保健施設は病状が安定し、入院治療の必要はないものの、自宅への復帰にはリハビリテーションが必要な高齢者を対象とした施設であり、医師の医学的管理の下、看護と介護サービス、リハビリテーションを提供し、在宅復帰を最終目標とする、病院と自宅の間に位置する施設であります。一時的に入所して家族の負担を減らしたいという意味合いからのショートステイも利用可能な施設であり、本来であれば在宅の看護や介護サービスとは切っても切れない密接な関係がある施設ですが、御存じかどうか知りませんが、この吹田老健はかつてより、民業を圧迫するなということから、これまでずっと入所とショートステイ、通所リハと訪問リハだけで耐えしのいでおられます。

もちろん入所者様が施設を退所され、在宅復帰されときの支援もしなければなりません。それを外部の在宅ケアマネに、その都度お願いするなど、言い方はあまりよくないかもしれませんが、お金にもならないのに、よく努力とお世話を続けておられると思います。

ほかの老健を運営している法人、そのほとんどが医療法人ですが、それらの法人は、病院と老健に加えて、訪問看護、訪問介護、訪問入浴や福祉用具取扱い、デイサービスなどなどの事業を行い、いわゆるグループ的な事業展開をしている。だからこそ、経営が成り立っている、そのような法人と比べると、この吹田老健だけの単体の孤軍奮闘のような状態で、

本当によく頑張ってくれたと思います。

質問申し上げます。また、平成30年の医療と介護の報酬改定時に、病院から在宅復帰をより推進するための改定があり、その際に老健は在宅復帰とみなさないということから、病院から老健入所の人数が激減し、それに加えて、吹田市民病院の移転、そしてコロナ禍に突入、そして物価高騰など荒波のような苛酷な状況乗り越えてくれたのですが、先日、私の親戚筋の医療法人に平成30年度当時の報酬改定の頃、どうだったかということのをそれは大変やったよと言われ、吹田老健では同時期に市民病院が移転したということをお話すると、踏んだり蹴ったりのような状態やったんやね、お気の毒にと言っていました。指定管理者であるがゆえに、コロナ対策の支援金などはもらえず、昨今の物価高騰対策の支援金ももらえていないとお聞きしております。

要するに、国は指定管理の施設は、市の施設という扱いなので、市の責任でせよということなのでしょう。

33年前に設立された吹田老健ですが、26年前に介護保険制度が始まり、指定管理者になってというこれまでの間に、介護報酬はほんの当初だけは上がりましたが、その後はずっと横ばいの状況下で経営努力を続け、人件費についても、33年前に公立の施設の職員として、市の職員の皆様よりは安いですが、準公務員的な立場で採用された吹田老健の職員の皆さんの給料表は、現在は市の職員の皆様のものとは比べると安過ぎると思えるものとなっています。

こちらの皆さんに配信、配付している参考資料を見て比べていただければ分かりますと思いますが、地域手当についても市の職員は14%なのに対して、吹田老健の職員は10%に据え置かれたまま。また、定期昇給も市の職員は人事評価が著しく悪いといったことがなければ、55歳まで毎年4号給の昇給がありますが、吹田老健の職員は等級が変わってからの5年間は2号給の昇給、その後は毎年1号給しか昇給しないことになっています。

そして、市の給料表よりも上限をかなり低くしている、これ75号給までしかないんですが、分かりやすく例えて申し上げますと、ずっと同じ等級の

場合、20歳で新規採用されてから約25年後、45歳ぐらいで上限に達するので、昇給がないということになるのですが、だから給料表が市の職員のものより号給が少ないのは見てお分かりのとおりであります。

また、11年間ベースアップもしていないので、給与月額もこの10月から最低賃金が下がることから、7等級の1号給から24号給の給与月額だけは、引き上げないと、地域手当10%を足しても最低賃金をクリアできないという状況に陥っておられます。

このような状況、涙ぐましいような努力もしておられるということは御理解いただきたいと思うんですが、提案議員の皆様にもね、でも、それでもなおこの附帯決議案では、事業団に対し、人件費等の経費削減に加え、役員報酬や退職金の見直しを含む経営努力の徹底を求めると言われる、その影響を考えておられるのでしょうか。この事業団には正規職員が43人と非正規職員45人がおられると聞いておりますが、人件費を削減するという事は、この90人近い職員の皆様の生活に大きく影響する。退職金までもということになれば、職員の皆様の人生にまでしわ寄せがくると言うことが大いに想定できます。そのようなことが分かっておられるのですか。

さきの1回目の質問でこの事業団の職員の人数のことを少し触れお聞きしましたが、御自分たちがまいた種によって負の影響を受ける人たちの人数ぐらいいは分かっておいてほしいなと思う気持ちで質問したということを申し上げて、解決の道はまずは原因究明をすることであり、この事業団の経営がここまで追い詰められてきた原因などについても、今るる申し述べましたが、国の医療や介護の報酬改定や、吹田市民病院の移転など、事業団ではどうしてもできなかったこと。また、事業団の理事の中には非がないとは言いきれない人もいますが、職員、事業団の職員の皆様には、非のないことで、事業団が皆さんがしんどい思いをしておられたことであるというのは明らかであり、この附帯決議案にあるような事業団に対してあれこれと求めるのではなく、事業団の経営が改善するよう支援する策を早急に講じるべきと私は考えます。

そこで質問です。

先ほど、平成30年の医療と介護の報酬改定時に病院から在宅復帰をより推進するための改定があり、その際に、老健は在宅復帰とみなさないという改定があったことを申し上げましたが、実は平成6年からの医療、老健の在宅復帰が認められるようになりました。といっても病院から老健にお一人入所されたら0.5人、お二人入所されたらもう一人といった単位ですが、病院に報酬が入るようになったのですから、吹田市民病院にも頑張って協力していただいて入所者の人数を増やすこととか、民業圧迫になるからといって、止められていた福祉用具の扱いや在宅看護、介護の事業を行うようにするなど事業団体では無理なら、JVコムジェイブイコムとか第三者委託といった体制で行うことも可能だと思いますし、吹田老健の施設内には、事務所の一つや二つをつくるスペースなどは十分あります。ほかにもまだまだ伸び代があると考えますので、あと3年残ってるこの指定管理期間、その間にやれるだけのことを、できるだけことをして、人件費の削減、経費の削減なんかより、収入増につながる取組を進めるべきであり、議会としてもそれを後押し、応援すべきだと申し上げ、提案議員のお三方皆様の御見解を求め、2回目の質問といたします。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 すみません、質問と思ったところだけ答えさせていただきます。

御提案の内容については理解をいたしますが、我々はあくまで議員という立場であり、行政職ではないと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 すみません、ちょっと、まずちょっと私の先ほどの発言の中で、2点、ちょっと修正したいと思います。

まずはこの10月から最低賃金が上がるというのを下がると言ってしまったみたいなので、この10月から最低賃金が上がるということで修正させていただきます。

あと、先ほど、令和6年からの医療診療改定で老健の在宅復帰が認められるようになったということのくだりを、何か平成6年と言い間違えてしまったみたいなので、その辺りそれについても修正させていただきたいとお願いを申し上げておきます。

なお、1回目の質問についても2回目の質問についてもお聞きしていることに御答弁いただけてとは思えない部分、それについてはお分かりになっておられないのか、知らないのか、そのような形に解しておくしか仕方がないのかなと思いますが、私としては、おっしゃっておられるように、市民の皆様理解していただくこと、これが大事。それを含め、状況の説明も、るる2目にて申し上げさせていただきましたことも併せて、再度強く申し述べ、やはりそういったことも踏まえて、今後どうあるべきかということについて、前向きに、また早急に検討、実施等に取り組んでくださることを強く担当理事者皆様方においても、また、ここには介護老人保健施設の理事の方々もいらっしゃいますので、その方にも強く求めておきまして、この附帯決議案につきましては、理解するのは全くもって無理であるということを最後に申し述べ、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 ただいま2番 梶川議員から会議規則第63条の規定により、発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可いたします。

以上で質疑を終わります。

議事の都合上、しばらく休憩いたします。

（午後0時12分 休憩）

（午後1時40分 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、市会議案第22号の討論に入ります。

意見を受けることにいたします。10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 市会議案第22号 議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について意見を申し上げます。

初めに申し上げておきますが、議会が行う附帯決議は、みんなで一致をして行う決議こそ重みがある

ものだというふうに思います。

介護老人保健施設は、全国的に厳しい運営が厚労省の統計でも表れています。2023年度は30%以上が赤字となっています。ほとんどの運営母体は医療法人で、医療法人の運営は全体の70%です。介護の報酬だけでは運営そのものは厳しく、ほかの報酬などで補いつつ運営をする、それしか方法がないというのが現状です。これは介護保険制度の限界を示しています。

在宅復帰の基準を上回れば報酬が高くなりますが、努力をすれば上回るような簡単なものではありません。コロナ禍の下でも新規の受入れ停止を余儀なくされ、そして、物価高騰で衛生用品の値上げ、最低賃金の引上げが重なる中でも運営の努力は行われてきました。

吹田市立介護老人保健施設は1992年6月10日に介護老人保健施設が開設をされ、その運営のために前年に財団が設立をされました。介護保険制度が始まったのが2000年なので、その前から家に帰るまでの中間的リハビリを受ける受皿としての役割を果たしてきました。介護保険制度が始まる前から、市が先駆けて取り組んできたということだというふうに思います。

介護保険制度の下、報酬による運営となっても、ほかの施設での受入れが困難な方の受入れも市の施設として行われてきました。それは財団の役員の構成が、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、市の関係者であり、報酬なしで担ってきていただいています。公的な市民のための施設ということだと思います。

附帯決議があろうがなかろうが、財団は既に経営改善の努力を行っており、今後の在り方を検討することや、その方針を市民に示し、パブリックコメントを行うとしています。

その上で今回の9,000万円の投入は、利用者を守ることが理由とされています。

以上のことから附帯決議は必要ないと考え、反対いたします。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 市会議案第22号 議案第83号
令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案について、市民と歩む議員の会を代表して意見を申し述べます。

まず、この附帯決議案は、おとといの月曜日の午前中に開催された議会運営委員会で初めて提案をなされたと言っても、初めてこれを議会運営委員会で出されて、私たちもこの内容を知りました。そして、昨日と今日の間、また、昨日についても質問させていただくのですから、それに対しての御答弁もいただきたいということで、ただ、待てど暮らせど夜になっても、お顔の一つも出していただけず、声の一つもかけていただけず、議会事務局にお願いを申し上げて、提案議員の皆様に行っていたいて、やっとまだあの答弁ができてない、まだお答えができてないといったようなそういう状況の中で、まるでちゃんとしたいいわゆる答弁調整的なこともできるいとまもなく、今日の議会になっているわけなんです。やはりこのような形でなさるということについては、今後やめていただきたいということを強く申し上げておきます。

また、いただいた御答弁の中で、やはり分かっておられる、聞いても結局出てこなかった御答弁等については、ただ非常に重要なことであり、それが分かっているから出されているのならまだしも、分かっているのに附帯決議案を出されたことは明明白白であります。

そのようなことから、ただ、市民の理解を得るためには附帯決議案が必要だということを、繰り返し御答弁でも言っておられたということもありますが、やはり市民の皆様には御理解していただくにはきっちりところらも市民の皆さんに御理解していただくことを努めなければならないということで、先ほど2回目の質問にて、るる申し述べさせていただいたところでございますが、やはりそのような形のものもしっかりとそしゃくし、勘案して、今後に結びつけていただきますように、また、そのように御理解いただきますように提案議員の皆様にもお願い申し上げます、理事者、担当者の皆様にもお願いを申し上げます。

また、結局のところ、この附帯決議案にありますような、人件費等の削減であったりとかというようなそういう財務状況の改善というよりは、やはり収入を上げる、そのような行動、そして改善をすることが、私としては必要と。それをしっかりとお伝えするためにも詳しい御説明も含めた形での質問を2回目ですでさせていただきました。その上で、今後の財務状況ではなく、今後の収入状況を、収入を増加させるその取組が必要であるということを申し述べ、そのことをしっかりとお伝えするように先ほど申し上げ、だから、この附帯決議案にある内容とは全く真逆のことが本来必要なことであるということを訴えさせてもいただきましたので、この決議案に関しましては、全く先ほどの共産党さんの御意見と同様、必要のないものである、また、現実を見ていないものであると言わざるを得ないということを申し上げ、この案には反対といたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、市会議案第22号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、市会議案第22号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程4 議案第84号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第84号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、公用車の交通事故について、損害賠償額を決定しようとするものであります。

委員からは

1 相手方が借用されたレンタカーの車種やその期

間

- 2 選挙事務における時間外勤務削減の取組
- 3 時間外勤務が続く職員の業務分担を見直すなど適切な管理体制を構築する必要性などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第84号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、議案第84号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程5 議案第85号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第85号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億1,359万9,000円にしようとするものであります。分科会での審査の後、本委員会において、本案に対する賛

成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第85号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対して質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、議案第85号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程6 議案第86号、議案第87号及び認定第1号から認定第11号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、決算常任委員会に付託いたしましたが、委員長から審査が終わっていないので、次の定例会まで継続審査いたしたい旨、報告がありました。

お諮りいたします。

報告どおり継続審査いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号、議案第87号及び認定第1号から認定第11号までは、次の定例会まで継続審査することに決定いたしました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程7 請願第1号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受け

ることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 建設環境常任委員会に付託されました請願第1号について審査しましたところ、請願の趣旨を適当と認め、採択すべきものと決定しましたので報告いたします。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告どおり採択いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択されました。

この際、処理についてお諮りいたします。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

議長一任との声がありますので、そのように決定いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長一任と決定いたしました。

○

○矢野伸一郎議長 次に、日程8 議案第76号及び議案第78号から議案第82号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第76号及び議案第78号から議案第82号までを採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第76号及び議案第78号から議案第82号までは可決されました。

○

○矢野伸一郎議長 次に、日程9 市会議案第15号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 ただいま上程されました市会議案第15号につきまして、議会運営委員会を代表しまして説明いたします。

市会議案第15号は、令和7年8月26日付で市長から意見を求められました人権擁護委員の推薦に関する意見であります。本市議会の意見は、田原元宏氏、本田智生氏、黒瀬哲也氏につきまして、適任であるとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第15号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第15号は原案どおり可決されました。

○

○矢野伸一郎議長 次に、日程10 市会議案第16号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。7番 石川議員。

○7番 石川 勝議員 ただいま上程されました市会議案第16号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第16号は、政府及び国会に対し、外国人

による国民健康保険料等の未払い対策の実施を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 市会議案第16号 外国人による国民健康保険料等の未払い対策の実施を求める意見書案について、日本共産党市会議員団を代表して意見を述べます。

まず、意見書の前提、根拠となるデータについてです。

意見書によれば、データの集計が可能な150自治体における2024年4月から12月までの未納率について、日本人を含む全体が7%であったのに対し、外国人は37%であったとあります。2025年4月22日付の日本経済新聞と産経新聞の記事から引用されたことです。この調査については、新聞等の記事以外、厚労省のホームページ上で確認することができないため、直接、厚労省、保険局、国民健康保険課に問合せをしました。資料は、自民党の在留外国人の医療に関するワーキンググループの会合に厚労省から示されたもので、150市区町村が具体的にどこなのかを含め、今回の調査は公表していないとのことでした。

ワーキンググループの求めにより、データを持っている、また、それをすぐに出せる150市区町村への聞き取りを行ったものです。外国人が多く居住している東京などでは、外国人の未納世帯数も必然的に多くなるのではないかと、都市部中心のデータである可能性が高いのではないかと問いに対し、担当課もそういう傾向は否めない、限定的な調査であり、この結果が一概に外国人の未納率が数値どおりに高いとは言えない。あくまでも参考値であるとの回答でした。

以上のことから、意見書にあるデータについては、全国1,741市区町村のうち150市区町村の聞き取りをした限定的なものであり、具体的にどこの自治体であるのか、なぜ未納率が高いのか、詳細な実態の把握や分析もされていません。厚労省が言うように、あくまで参考値であり、このような簡易な調査の数値をもって、在留外国人の未納率が高いと断定するのは、根拠が乏しいと言わざるを得ません。

ましてや意見書にある、国民皆保険制度に深刻な影響を与え、制度が成り立たなくなるという飛躍した見解には違和感を覚えます。

2025年3月13日に開催された全国高齢者医療主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議での厚労省保険局国民健康保険課説明資料によれば、国民健康保険における外国人被保険者は約97万人で、全被保険者の4.0%、そのうち9割が現役世代、64歳以下であり、総医療費に占める割合は1.39%でした。高額療養費の該当件数においても、外国人の割合は1.04%、支給額に占める割合は1.21%でした。

この結果から、保険加入率よりも外国人が医療を受けている割合は低く、日本の医療保険を財政的に支えているのが実態です。確かに、国保の未納、滞納問題は国民皆保険制度を守る上で重要な課題であると思いますが、そもそも未納、滞納の増加は、加入者の所得が低い国民健康保険が他の医療保険より保険料が高く、限界になっている構造の問題です。

国保の加入者は、非正規雇用の労働者が約3割、高齢者約4割であり、高齢者の占める割合は20年前の1.7倍に急増しています。社会経済構造の大きな変化の中、国保は医療ニーズの高い高齢者や収入が低い不安定な非正規労働者の健康と命を守る公的な医療保険制度となっています。

国民健康保険は、国民健康法に明記されており、社会保障です。日本人であれ、外国人であれ、保障されなければなりません。未納、滞納対策の基本は、その人たちの生活実態を把握し、支払い能力があっても払わない人には適切な措置を取り、生活困窮などで支払いができない人には分納の相談や減免措置、福祉部局との連携などを行うことです。

また、外国人は言語が障壁となり、説明不足で制度が十分に理解されていないことも事実です。多様な言語に対応する職員の配置やリーフレットの作成など、丁寧な説明、周知が必要です。

意見書で求めている在留資格の制限や在留期間の更新要件の厳格化など、国保料の未納と連動させるやり方、また、国保への加入要件の見直しは、在留外国人の生活や命までも奪いかねない厳しい措置であり、到底認められるものではありません。

全国知事会が7月の総会で、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事が、この会場に集い、対話の中で日本の未来を拓くに相応しい舞台となったとする青森宣言を全会一致で採択しました。

また、国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば、日本人と同じ生活者であり、地域住民であると指摘して、国に政策や予算を要望する提言もまとめました。全国知事会や全国市長会が要望しているように、1兆円の公費投入、国保負担を増やすことこそ、国保制度の将来にわたる基盤強化として求められています。

よって、本意見書案は、外国人の国保料の未納問題が国民皆保険制度を揺るがすかのような誤った前提事実で、差別と分断を助長するものであるため、反対をいたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、市会議案第16号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○矢野伸一郎議長 起立者多数であります。

よって、市会議案第16号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程11 市会議案第17号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第17号につきまして提案者を代表しまして説明

いたします。

市会議案第17号は、政府及び国会に対し、OTC類似薬を公的医療保険の適用除外とする方針を撤回するよう求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第17号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第17号は否決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程12 市会議案第18号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第18号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第18号は、政府及び国会に対し、生活保護基準の引下げ処分を取り消す最高裁判決を踏まえた補償等を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第18号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第18号は否決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程13 市会議案第19号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第19号につきまして、提案者を代表しまして、説明いたします。

市会議案第19号は、政府及び国会並びに大阪府に対し、大阪・関西万博の海外パビリオン建設に関わる工事代金未払い被害に遭った事業者への早急な救済措置を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第19号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第19号は否決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程14 市会議案第20号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第20号につきまして、提案者を代表しまして、説明いたします。

市会議案第20号は、政府及び国会に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第20号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第20号は否決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程15 市会議案第21号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第21号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第21号は、大阪府が実施をする万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について、一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を求める決議をしようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第21号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第21号は原案どおり可決されました。

以上で日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 9月定例会閉会の御挨拶を申し上げます。

今回御提案をいたしました諸議案につきましては、継続して御審議をいただく諸案件を除きまして、追加議案も含め、それぞれに御結論をいただき、ありがとうございました。

修正可決されました議案及び決議については、それぞれ適切に対応するとともに、御審議の中でいただいた御意見、御指摘につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。

なお、令和6年度の一般会計をはじめとする各会計の決算認定につきましては、引き続きの御審査をよろしくお願いをいたします。

最後に、議員各位には、引き続き市政発展にお力をいただきますことをお願いをいたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 9月定例会を閉じるに当たり、私からも一言お礼を申し上げます。

去る9月3日より連日にわたり熱心に御審議をいただき、また、議会運営にも御協力を賜り、本日閉会の運びに至りました。ここに厚くお礼を申し上げます。

本定例会閉会後も、決算関連議案の審査のために決算常任委員会の開催が予定されていますが、引き続き市民のための議会活動に尽力してくださるよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を閉じるとともに、9月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時18分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	五十川有香	
吹田市議会議員	久保直子	
吹田市議会議員	石川勝	